

## 入札説明書

当機構の「令和8年度千葉大亥鼻、VP船橋外壁改修工事に係る調査・設計等業務」に係る一般競争入札については、関係規定等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 掲示日 令和8年2月5日

2. 契約担当役等 独立行政法人中小企業基盤整備機構

分任契約担当役 財務部長 後藤 稔

### 3. 業務内容等

(1) 業務名 令和8年度千葉大亥鼻、VP船橋外壁改修工事に係る調査・設計等業務

(2) 履行場所 千葉大亥鼻イノベーションプラザ（千葉県千葉市中央区亥鼻1-8-15）  
ベンチャープラザ船橋（千葉県船橋市北本町1-17-25）

(3) 業務内容 本業務では、千葉大亥鼻イノベーションプラザ及びベンチャープラザ船橋の外壁改修に必要な次の業務を行う。

- ①工事を発注するために必要な現地調査。
- ②工事を発注するために必要な設計図面等の作成。
- ③数量計算書及び設計書の作成。

詳細は、別紙特記仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の翌日から令和8年8月31日まで

(5) 業務の詳細な説明

「設計業務特記仕様書（千葉大亥鼻イノベーションプラザ編、ベンチャープラザ船橋編）のとおり

(6) 再委託

本業務の主たる部分を再委託してはならない。再委託する場合はあらかじめ機構の承諾を得るものとする。

(7) 成果品

特記仕様書のとおり

### 4. 競争参加資格

（企業に対する資格要件）

(1) 以下に掲げるすべての条件を満たしている者であること。

①中小企業基盤整備機構契約事務取扱要領（要領16第29号）第2条及び第3条の規定に該当する者でないこと。※要領については、当機構ホームページを参照のこと。

(<https://www.smr.j.go.jp/procurement/bid/contract/index.html>)

- ②会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始の決定を受けた者を除く。
- ③当機構から競争参加資格止措置期間中の者(中小企業基盤整備機構契約競争参加資格停止措置要領(要領17第2号)に基づく競争参加資格停止期間中の者をいう)又は関東地方整備局、千葉県、東京都、埼玉県、茨城県から指名停止措置期間中の者でないこと。
- ④独立行政法人中小企業基盤整備機構反社会的勢力対応規程(規程22第37号)第2条に規定する反社会的勢力に該当する者でないこと。

(<https://www.smr.j.go.jp/org/policy/index.html>)

- ⑤以下に定める届出の義務を履行していない者(当該届出の義務がない者を除く)でないこと。
  - ・健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務
  - ・厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務
  - ・雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務
- ⑥建築士法(昭和25年5月24日法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者。ただし、同法26条の規定に基づく、閉鎖の監督処分を受けていないこと。
- ⑦平成28年3月1日以降に公的機関(国、地方公共団体又は独立行法人等)又は民間より受注し、当初契約どおり完成・引渡しが完了した建築改修工事に係る設計業務の実績が1件以上あること。
- ⑧建設業許可者と資本面・人事面で関係\*がないこと。

\*認定基準：関係があると認められる者とは、以下のような者とする。

- イ 建設業許可者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者(100分の50を超える株式を有し又は出資している者が存在しない場合において、他の株主又は出資者よりも抜きんでて株式を有し又は出資している者を含む)
- ロ 建設業許可者の代表権を有する役員が参加意思表明者の代表権を有する役員を兼ねている場合

- ⑨公告文、入札説明書及び特記仕様書等を承諾していること。

- ⑩経営状況又は信用状況などが極端に悪化し適正な契約の履行が確保されないと認められる者でないこと。

(予定管理技術者に関する資格要件)

## (2) 予定管理技術者

下記①から③の要件を満たす管理技術者を本業務に配置できる者であること。

- ① 一級建築士で、資格を取得後10年以上の実務経験(建築士法施行規則第10条に定める内容をいう。以下同じ。)を有し、業務の統括管理を5年以上経験している者。ただし、建築士法第10条第1項による業務停止を受けている者でないこと。
- ② 平成28年3月1日以降に公的機関(国、地方公共団体又は独立行法人等)又は民間よ

り受注し、当初契約どおり完成・引渡しが完了した建築改修工事に係る設計業務の実績を1件以上有する者。

- ③ 配置予定の管理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係があり、その旨を明示することができる資料を提出できる者。

## 5. 担当部課等

独立行政法人中小企業基盤整備機構 財務部 施設課

〒105-8453 東京都港区虎ノ門三丁目5番1号 虎ノ門37森ビル 7階

電話 03-5843-7202（直通） FAX 03-5470-1512

担当者：新井・藤田 メールアドレス：[shisetsu@smr.j.go.jp](mailto:shisetsu@smr.j.go.jp)

## 6. 競争参加資格の確認

- (1) 本業務の参加希望者は、4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、競争参加資格確認申請書（以下、「申請書」という。）及び資料を提出し、財務部長から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

（申請書及び資料の提出方法、期間及び場所）

① 提出期間

令和8年2月5日（木）から令和8年3月6日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く10時00分から17時00分まで。

② 提出場所：5. 担当部課に同じ。

③ 提出方法：申請書及び資料の提出は、郵送等（同日同時刻必着での書留郵便等の配達記録を確認できる方法に限る。）に限るものとし、電送によるものは受け付けない。

- (2) 申請書は、**様式1**により作成すること。

① 企業及び予定管理技術者の業務実績

4(1)⑥、4(2)に掲げる企業の状況等及び予定管理技術者の資格・業務実績を**様式2**、**様式3**に記載し、業務実績が確認できるよう関連する資料を添付すること。

② 予定管理技術者

同一の技術者を重複して複数業務の予定管理技術者とする場合において、他の業務を落札したことにより予定管理技術者を配置できなくなったときは、入札してはならず、入札前に辞退届を提出すること。

この行為を行わなかった場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

- (3) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和8年3月11日（水）までに通知する。

(4) その他

- ① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。  
② 提出された申請書及び資料は、返却しない。

- ③ 提出された申請書及び資料を、入札参加者の選定以外に提出者に無断で使用しない。
- ④ 提出期限以降における申請書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。

## 7. 苦情申立て

- (1) 6(3)により競争参加資格がないと通知された者は、競争参加資格の確認結果通知をした日の翌日から起算して5日（法律に基づく行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に書面により分任契約担当役に対して、競争参加資格がないとされた理由についての説明を求めることができる。
- (2) (1)の書面の受付窓口及び受付時間は次のとおりである。
  - ① 受付窓口： 5. 担当部課に同じ。
  - ② 受付時間： 土曜日、日曜日及び祝日を除く10時00分から17時00分まで  
(ただし、11時30分から13時30分の間を除く。)
- (3) (1)の書面は持参するものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けない。
- (4) (1)の競争参加資格がないとした理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に書面により回答する。

## 8. 入札説明書に対する質問

- (1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。
  - ① 提出期限： 令和8年2月24日（火）17時00分まで
  - ② 提出場所： 5. 担当部課に同じ。
  - ③ 提出方法： 提出については、メールのみとする。なお、メール送信後は電話にて確認をすること。
- (2) (1)の質問に対する回答書は、令和8年3月3日（火）に申請書の提出のあった者に電子メールで送信する。ただし、質問がない場合、回答は行わない。

## 9. 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

- (1) 日 時：令和8年3月17日（火）14時00分
- (2) 場 所：独立行政法人中小企業基盤整備機構 本部 2階2L会議室  
(東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル2階)
- (3) 提出方法：入札書の提出（代理人による立会いの場合は委任状が必要。）
- (4) 開 札：職員立ち会いの下、入札書の確認を行う

## 10. 入札方式等

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をも

って落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 落札者がいないときは、ただちに再度の入札を行うものとする。
- (3) 入札執行回数は、原則として3回を限度とする。
- (4) 本件業務において、入札に参加する者が1者だった場合は、当該手続きを中止し、再公募を実施することがある。

#### **1 1. 入札保証金及び契約保証金**

免除

#### **1 2. 入札の無効**

本掲示において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書及び資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに中小企業基盤整備機構競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。なお、財務部長により競争参加資格のある旨確認されたものであっても、開札の時にいて4. に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

#### **1 3. 落札者の決定方法**

##### **(1) 落札者**

中小企業基盤整備機構契約事務取扱要領第9条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、最低の価格者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者となるべき者を決定する。

##### **(2) 開札結果は、当機構ホームページにおいて、その結果を公表する。**

#### **1 4. 手続きにおける交渉の有無**

無

#### **1 5. 契約書作成の要否**

要

#### **1 6. 支払条件**

完成払とする。

#### **1 7. その他の留意事項**

##### **(1) 入札参加者は、入札心得を熟読し、これを遵守すること。**

- (2) 申請書及び資料に虚偽の記載をした場合には、申請書及び資料を無効とすると共に、虚偽を掲載した者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (3) 落札者は、申請書及び資料に記載した予定管理技術者を当該業務に配置すること。また、申請書及び資料に記載した予定管理技術者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であることの発注者の了解を得なければならない。
- (4) 当該業務の実施については、関係法令等を厳守すること。
- (5) 落札者は、「個人情報等の保護に関する特約条項」を契約書と併せて、同日付で締結するものとする。

以 上